

排出ガス対策型建設機械について

本業務において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

ただし、道路運送車両法による排出ガス規制を受けている建設機械は、対象から除外される。

機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none">・バックホウ・トラクタショベル (車輪式)・ブルドーザ・発動発電機 (可搬式, 溶接兼用機を含む)・空気圧縮機 (可搬式)・油圧ユニット (基礎工事用機械で独立したもの)・ローラ (ロードローラ, タイヤローラ, 振動ローラ)・ホイールクレーン (ラフテレーンクレーン)	ディーゼルエンジン (エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下) を搭載した建設機械に限る。